

いじめ防止基本方針

太子町立斑鳩小学校

1 基本方針作成の趣旨

学校教育目標の達成のため、「いじめ」を児童の人権・生命に係わる重大な問題と捉え、重点化して取り組む必要があると考え、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、この基本的な方針を作成した。

学校教育目標

ふるさと斑鳩に誇りをもち、夢や目標に向かって挑戦する児童の育成
～自ら学び、自分らしく未来を切り拓く児童の育成～

2 「いじめ」の捉え方

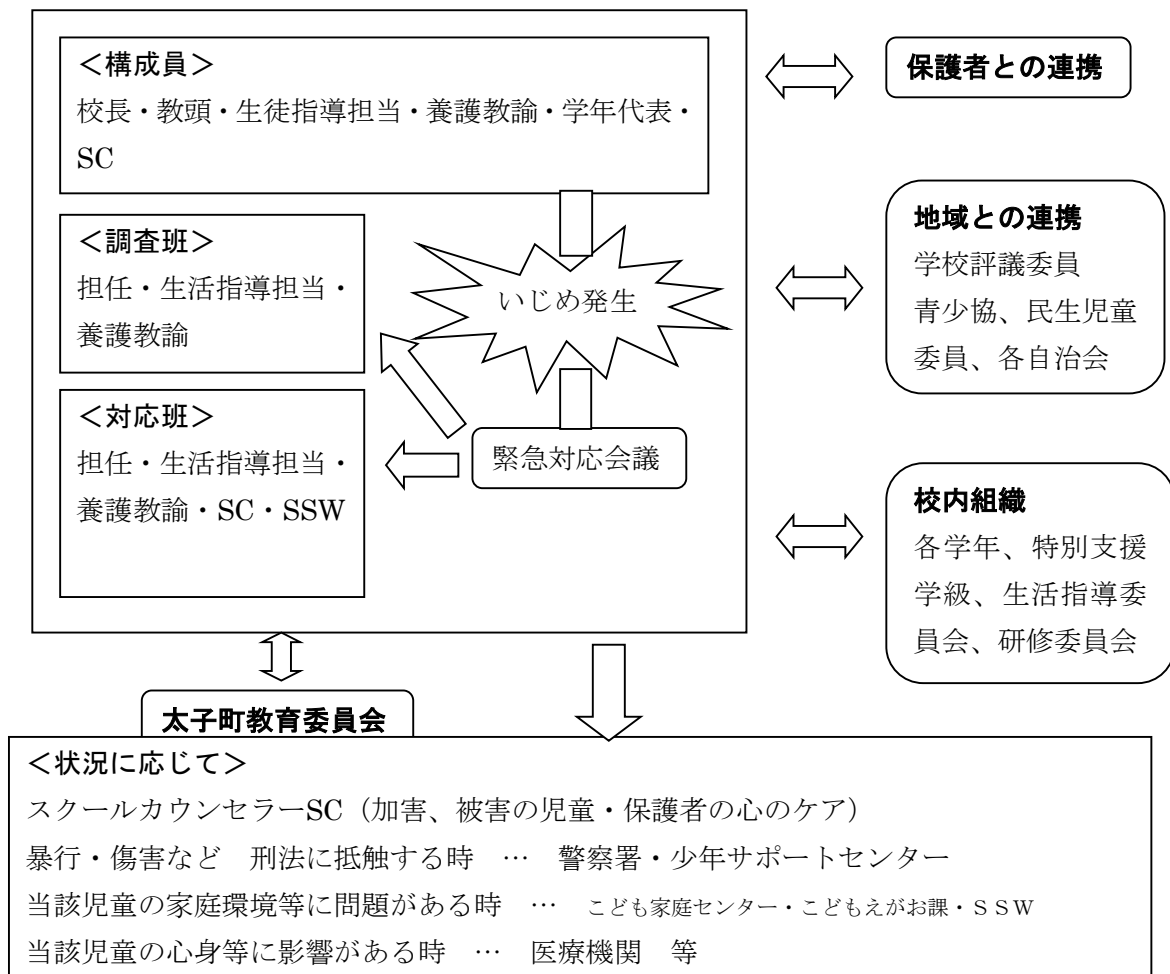
「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と捉える。（法第2条）

3 いじめ防止対策委員会（いじめ対応チーム）の設置

（法22条 防止対策のための組織の設置）

いじめ防止対策委員会（対応チーム）は、既存の生活指導委員会のメンバー（校長・教頭・生活指導担当・養護教諭・学年代表（各学年から1名）・SC・SSW）をもってこれに当てる。また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。いじめへの対応を「最優先」とし、学校内での情報共有を重視し、「法に基づく義務」であることを教職員へ周知する。

4 いじめ防止・対応チーム関係図



5 いじめ防止を図る基本的な考え

- いじめは、絶対許されないものであることを認識する。
- いじめは、「いつでもだれにでも起こりうる」と認識する。
- いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行う。
- 教職員自身が研ぎ澄まされた人権感覚を持てるよう自己研鑽に励む。
(教職員は、如何なるトラブルの状況であったとしても「いじめられた子どもの立場に立って指導をすすめる。」)
- いじめ防止対策は、特別なことをするのではなく、日々の教育活動を充実させていく取り組みの中で行う。

自尊感情の高い子どもや自己の生活に満足している子どもは、「いじめ」という卑劣な行動をする可能性は低い。故に、日々の教育活動を通してこのような子どもを育てていくことが「いじめ防止」につながると考える。

その中でも子どもの学校生活の多くの時間を占める『授業』を大切にしていく。授業が分かる・楽しいということは、子どもの生活を満足させるものの1つである。また、授業

をととして子どもを褒め、自尊感情を高めることもできる。

(わかる授業づくり、人権教育・道徳教育、学級経営の充実)

○いじめを間接的に防ぐ意味で、子どもたちが満たされた家庭生活が送れるよう保護者への啓発活動をすすめる。

6 いじめをなくす取組

(1)いじめの未然防止(法15条2項 いじめ防止のための啓発活動)

①いじめに対して毅然とした態度で臨む職員であること

・1学期始業式で校長が全校児童に「いじめは、絶対に許されない行為である」と呼びかけ、教職員も同じ厳しい姿勢で臨むことを宣言する。

②子どもの心の機微が現れた言動に「気づける」教師であり教師集団であること

・「あれ、おかしいな」と思ったらすぐにその子に話しかける。

③子ども同士の良好な人間関係・学級集団を創造すること

(2)いじめの早期発見

①「いじめアンケート」調査を各学期に実施

(法16条1項 防止のための定期調査)

アンケート調査から見つかった案件については、個人にあるいは集団に事情を聴取し、即時の解決を図る。

②保護者との連携(法16条2項 防止のための相談窓口の設置)

「このごろ、うちの子元気がないな。何か気になるな。聞いてもはっきり言わないし。」というようなことがあったら、担任に気軽に相談できるような体制を整える。

※年度初めのPTA総会で校長が依頼する。学級懇談会で各担任が依頼する。

(法15条2項 防止のための啓発活動)

③いじめ防止に関する研修の実施(法18条2項 教職員の定期の研修)

いじめ防止に関する研修を年間計画に位置づけ実施し、日々の観察の仕方など、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。

(3)「いじめ」があるとみられたとき「いじめ」への対応として一

(法23条2項 いじめの事実が判明した場合の調査と報告)

①学校の事実調査(調査義務)

i 学校に求められる法的責任(法23条)

・原因を調査し、保護者らに報告すべき義務がある

・安全配慮義務(具体策)

①見回りの強化 ②事情聴取 ③指導や指導監督の継続的、組織的な取組、児童への周知 ④保護者面談、家庭に指導の申し入れ ⑤対応策を組織的に検討 ⑥相談の機会や窓口の設置

ii 子どもたちから聞き取りについての留意点

○担任が個別に聞く。

○予断をもって結論を急がぬこと。

- ・学校の調査で事案の真相は必ずしも明らかにならない。

- ・結論が得られないこともあり得ると考えておくこと。

○子どもからの事情聴取には教育的配慮をすること

- ・「聞き出す」という手法でなく、ゆっくりと「話を聞く」ということ。

- ・誘導、誤動をしない。プレッシャーをかけない。

○低学年の児童には、被暗示性、作話性が多くあることを自覚しておくこと。

- ・聞き取りの工夫をすること。

iii 保護者への対応(調査したことの報告)

保護者からの面談要求について(クレーマーとの面談)

iv 再発防止への取組

7 重大事態への対処(法28条1項 重大事態への対応)

(1) 重大事態の意味

① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自殺を企画した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめをうける児童生徒の状況に着目して判断する。

② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校または学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 重大事態への対応

太子町いじめ防止対策推進条例を基に、校長が重大事態と判断した場合、直ちに太子町教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によって、太子町教育委員会の判断により、「町教育委員会の附属機関」及び「町の附属機関」が実施する調査に協力する。

平成25年10月原案策定

平成26年 4月一部改定

平成26年 6月一部改定

平成29年 1月一部改定

令和 元年10月一部改定

令和 6年 1月一部改定